

令和 6 年度 公文書開示状況（1 月決定分）

港湾局

表の見方

＜決定区分＞

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 11. 7	R7. 1. 6	- 令和5年度 お台場海浜公園噴水施設検討委託 起案書、原議 - 令和5年度 海上公園水景施設検討委託 起案書、原議 - 令和5年度 お台場海浜公園噴水施設基本設計 起案書、原議 - 令和6年度 海上公園水景施設実施設計 起案書、原議 - 令和5年度 お台場海浜公園噴水施設検討委託 成果物 - 令和5年度 海上公園水景施設検討委託 成果物 - 令和5年度 お台場海浜公園噴水施設基本設計 成果物 - 令和 6 年度 お台場海浜公園噴水施設の経済波及効果に関する業務委託（概要版） - 令和 6 年度 お台場海浜公園噴水施設の経済波及効果に関する業務委託（その2）（概要版） - 会議等議事要旨記録票（東京港における新たなランドマークの設置について）（令和4年 12 月 26 日） - 会議等議事要旨記録票（お台場海浜公園噴水整備について）（令和5年 12 月 1 日） - 会議等議事要旨記録票（お台場海浜公園への噴水の設置）（令和6年5月9日） - 会議等議事要旨記録票（お台場海浜公園 噴水整備について）（令和6年7月8日） - 会議等議事要旨記録票（ODAIBA ファウンテン（仮称）について（令和6年9月4日） - お台場ファウンテン（仮称）整備費 - 維持管理経費	406		1						1	1	1	1	1			主な不開示部分と不開示理由 - 個人を特定できる内容 条例第7条第2号に該当 特定の個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため - 今後の検討・整備に影響のある都の内部検討案、整備に伴う影響事由を検討した内容 条例第7条第5号及び第6号に該当 都の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（第7条5号） 都の機関又が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（第7条6号） - 契約にかかる都の予定価格 条例第7条第6号に該当 都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	港湾局 臨海開発部 海上公園課
2	R6. 11. 7	R6. 1. 6	令和7年度東京都予算に係る要望（令和6年10月28日）	5	1															港湾局 臨海開発部 海上公園課
3	R6. 11. 17	R7. 1. 6	令和7年度東京都予算に係る要望（令和6年10月28日）	5	1															港湾局 臨海開発部 海上公園課
4	R6. 9. 20	R7. 1. 17	ODAIBAファウンテン（仮称）について（令和6年11月5日）	1		1							1	1	1				- 今後の事業者の事業活動、及び都の検討・整備に影響のある事業者からの提案内容 条例第7条第3号及び第6号に該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（第7条3号） 都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（第7条6号） - 今後の検討・整備に影響のある都の内部検討案、整備に伴う影響事由を検討した内容 条例第7条第5号及び第6号に該当 都の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（第7条5号） 都の機関又が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（第7条6号） - 都内部の事務手続に関する内容 条例第7条第6号に該当 都の機関又が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	港湾局 臨海開発部 海上公園課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
5	R6. 11. 27	R7. 1. 24	令和 7 年度東京都予算に係る要望（令和 6 年10月28日）	5	1															港湾局 臨海開発部 海上公園課
6	R6. 11. 27	R7. 1. 24	・令和 5 年度 お台場海浜公園噴水施設検討委託 起案書、原議 ・令和 5 年度 海上公園水景施設検討委託 起案書、原議 ・令和 5 年度 お台場海浜公園噴水施設基本設計 起案書、原議 ・令和 6 年度 海上公園水景施設実施設計 起案書、原議 ・令和 5 年度 お台場海浜公園噴水施設検討委託 成果物 ・令和 5 年度 海上公園水景施設検討委託 成果物 ・令和 5 年度 お台場海浜公園噴水施設基本設計 成果物 ・令和 6 年度 お台場海浜公園噴水施設の経済波及効果に関する業務委託（概要版） ・令和 6 年度 お台場海浜公園噴水施設の経済波及効果に関する業務委託（その 2）（概要版） ・会議等議事要旨記録票（東京港における新たなランドマークの設置について）（令和 4 年 12 月 26 日） ・会議等議事要旨記録票（お台場海浜公園噴水整備について）（令和 5 年 12 月 1 日） ・会議等議事要旨記録票（お台場海浜公園への噴水の設置）（令和 6 年 5 月 9 日） ・会議等議事要旨記録票（お台場海浜公園 噴水整備について）（令和 6 年 7 月 8 日） ・会議等議事要旨記録票（ODAIBA ファウンテン（仮称）について）（令和 6 年 9 月 4 日） ・ODAIBA ファウンテン（仮称）について（令和 6 年11 月 5 日） ・お台場ファウンテン（仮称）整備費 ・維持管理経費	407		1					1			1	1				主な不開示部分と不開示理由 ・個人を特定できる内容 条例第 7 条第 2 号に該当 特定の個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため ・今後の検討・整備に影響のある都の内部検討案、整備に伴う影響事由を検討した内容 条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当 都の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（第 7 条 5 号） 都の機関又が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（第 7 条 6 号） ・契約にかかる都の予定価格 条例第 7 条第 6 号に該当 都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	港湾局 臨海開発部 海上公園課
7	R6. 11. 27	R7. 1. 24	統合型リゾート（IR）に関する調査委託・予算要求について	2		1									1	1			・「統合型リゾート（IR）に関する調査委託・予算要求について」委託調査に関する考え方 条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当 検討中の未成熟な情報で、公にすることにより、率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれや、確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 都が行う調査研究に係る事務に関し、公にすることにより、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるため。 ・「統合型リゾート（IR）に関する調査委託・予算要求について」令和 7 年度の予算要求（案） 条例第 7 条第 5 号に該当 検討中の未成熟な情報で、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	港湾局 総務部 企画計理課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
8	R6. 11. 27	R7. 1. 24	・ IRに関する状況について ・ 統合型リゾート（IR）の状況について ・ 統合型リゾート（IR）の状況について ・ 局長引継資料 ・ 統合型リゾート（IR）に関する現状について ・ 統合型リゾート（IR）に関する現状と今後の対応について ・ 統合型リゾート（IR）に関する最近の状況について ・ IR区域整備計画の認定時期に関する最近の動向及び報道について ・ 局長引継資料 ・ 統合型リゾート（IR）に関する現状について ・ 令和5年4月12日 IR関連報道について ・ 統合型リゾート（IR）区域整備計画の認定審査結果について ・ 令和5年7月24日時点 直近のIR関連報道について ・ 大阪IR実施協定案について（報道各紙抜粋） ・ 大阪府・市IR計画について ・ 令和5年12月27日 IR関連報道について ・ 統合型リゾート（IR）区域整備計画の認定審査結果について（長崎） ・ 各自治体の特定複合観光施設区域整備実施方針（要点）、募集要項について ・ IR整備法（特定複合観光施設区域整備方）施行規則案の構成、カジノ管理委員会施行規則（案）の概要について ・ 海外IRエリアの動向（コロナによる影響からの状況変化等） ・ 各自治体アドバイザー契約内容比較 ・ 特定複合観光施設区域整備計画比較（大阪府・長崎県） ・ 海外IR売上高、海外諸都市観光客推移	89	1															港湾局 総務部 企画計理課
9	R7. 1. 6	R7. 1. 20	令和 6 年度定期購読書類年間登録一覧表	8	1															港湾局 総務部 総務課
10	R7. 1. 15	R7. 1. 28	令和4年度竹芝運河（海岸一、二丁目）防潮堤（改良）設計 特記仕様書	16	1															港湾局 東京港建設事務所 海岸整備課
11	R7. 1. 15	R7. 1. 28	令和 4 年度竹芝運河（海岸一、二丁目）防潮堤(改良)設計 指示書、改善指示書、改善命令書	13		1					1		1						代理人氏名 特定の個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため。（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当） 代理人印影 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。（東京都情報公開条例第 7 条第 4 号に該当）	港湾局 東京港建設事務所 海岸整備課
12	R7. 1. 15	R7. 1. 28	令和 4 年度竹芝運河（海岸一、二丁目）防潮堤 (改良)設計 対象業務の成績評定					1											契約解除となり、成績評定を作成していないため。	港湾局 東京港建設事務所 海岸整備課